

中核に修学支援事業の強化

返還免除措置の導入と修学支援金の範囲拡大

公益財団法人交通遺児育英会(清水司会長、東京都千代田区)は、1969年5月に財団法人として設立された。以来、高校生への奨学金貸与を皮切りに、順次対象を拡大し、現在は大学、大学院、専修学校、各種学校までカバーしている。

2016年には、同年度を初年度とする第4次長期事業計画(5か年計画)を策定し、交通遺児の修学支援事業の拡大をその中核に据えた。

同会の石橋健一専務理事は「平均的な交通遺児家庭にとって、子女の修学、とりわけ高校卒業後さらに上級学校へ進学させることは大変重い経済的負担になっている事実がある。また近年、国の奨学金では、有利子貸与型奨学金の利用者数が増加し、卒業後、社会人になってからの返還負担に苦勞している現状が目立ち始めている。当会の奨学金は無利子貸与型だが、交通遺児家庭は一般家庭よりも一段

と厳しい経済状態であることから、長期滞納は漸増しており、給付型奨学金を希望する声は多い」とする。

この現状を受けて、同会は2017年度以降、奨学金の返還免除措置の拡大と修学支援金の範囲拡大を柱とする、新たな修学支援事業拡大策を本格化する。以下に同会の新たな施策を紹介する。

【返還免除措置】
返還免除措置には二つのケースを設ける。
一つは特別支援学校の卒業者等(2017年3月卒業者より)が対象。
これは、特別支援学校高等部(特別支援学校)に該当し他の高校に在籍した者に対して、貸与金の全額を返還免除するというものだ。

もう一つは、生活保護を受けている元奨学金が対象。公的機関でその困窮度が認め

定されている生活保護者については、貸与金の一部返還免除を認めようというものだ。

【家賃補助の対象貸借物件の範囲拡大】
交通遺児育英会では、大

学、大学院、専修学校等に進学する交通遺児のために、学

生寮「心塾」を東京と関西エリアで運営しており、格安の寮費で学生を支援している。

2015年4月には寮費を値下げしたほか、同年10月より、同会の寮を利用できない地域の自宅外通学生に対して、毎月1万5千円の家賃補助を開始するなど、修学支援強化に取り組んできた。

2017年度以降、この家賃補助施策をさらに強化する。現状では家賃補助の対象外である学寮(大学や自治

交通遺児育英会



高校奨学生と保護者のつどい



海外語学研修(授業風景)



心塾

交通遺児育英会が小冊子を発行

交通遺児育英会は2017年初め、「父の思い出を乗り越えて」交通遺児とその母親の思い」を発行した。写真、母親が、その思いを伝えよう

交通遺児家庭の思いまとめ

「父の思い出を乗り越えて」交通遺児とその母親の思い」を発行した。写真、母親が、その思いを伝えよう

大切な生きる「明日の心配はしない、今日を生きる」さまざまな人に支えられて「よく頑張ったな」と言ってもらえるように」の全8編。



収録されたスピーチは、「お母さん、ありがとう」「我が家は明るい母子家庭」「思いやる心」「三羽のふくらみ」「一日一日を